

# NPO 法人 花とみどりの街づくり・箕面 定款 (1章・2章 抜粋)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 花とみどりの街づくり・箕面という。  
略称をNPOみどりの街とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を箕面市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、箕面のまちなかのみどりの魅力アップを目指し、市民・事業者・行政の各々の活動とその協働とを促進する事業を行い、潤いある環境の保全・創出、人々のコミュニケーションの形成、若い世代の定住をはじめとする街の活性化などを進めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① まちなかのみどりの魅力アップのための実態把握・交流（コミュニケーション）・広報（PR）・啓発・相談・調整・助成・育成（インキューベーション）・ボランティアの確保・調査研究（リサーチ）・提言とその推進（シンク&ドゥータンク機能）などの共通的・基盤的な事業
- ② 以下の各号の事業を企画・実施している個人及び団体へのサポート事業
- ③ 花とみどりのまちづくり事業
- ④ “農”のあるまちづくり事業
- ⑤ 山なみが眺められるまちづくり事業
- ⑥ 水辺や樹林などの保全・活用事業
- ⑦ 花とみどりの文化事業
- ⑧ 生きものと共生するまちづくり事業
- ⑨ “みどりのまち”を目指す仕組づくり事業

### (2) その他の事業

- ① 農園芸作物とその加工品の生産・販売、及び関連の物品・サービスの販売に関する事業
- ② まちなかのみどりなどに関する施設の管理に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。